

スマートメーター Q & A

Q. スマートメーターへの交換は義務ですか？

A. 計量法により有効期間(10年)満了前にメーターを交換しなければなりません。しかし、スマートメーターに交換すべき法的義務はありません。

Q. スマートメーターの交換を本当に拒否できますか？

A. 拒否できます。これまでも交換を拒否してアナログメーターに交換させたケースが報告されています。また、スマートメーターへの交換後、アナログメーターへ再交換させたケースもあります。

Q. 電力会社側から「アナログメーターの在庫はない」と言われたのですが？

A. アナログメーターは30年間ほど使えるので、中古メーターがあり、新品の製造も続けられています。

Q. スマートメーターからの電波は弱いし、通信も30分に1回だけなので心配ないのでは？

A. 電力会社へ自分の家の電気使用量を送信するのは30分に1回ですが、市街地等ではスマートメーター同士が電波をバケツリレー方式で互いに受け渡しているの、実際の通信頻度はもっと多いとも考えられます。また、メーター1台の電力は小さくても、すべての家庭等に設置されようとしています。電力会社が通信頻度や電波の強さ等を公表しないので詳細が不明であり、電力会社の情報隠しも批判されるべきです。

Q. 電力を買う小売業者を変更しようとしたら「スマートメーターへの交換が必要」と言われたのですが？

A. 小売業者変更のための技術的な理由からスマートメーターが「必要」になるということではなく、国の政策の都合からスマートメーターを押し付けているのです。市民の声を集めて、アナログメーターでも小売業者を変更できるようにしていかなければならないと考えます。

■電磁波問題市民研究会

- 環境中の電磁波に長期間繰り返し曝露されることによる健康影響のおそれを示す多くの研究があります。
- 国際がん研究機関(IARC)は、家電や送配電線から漏れる**超低周波電磁波**や、通信・放送に使われている**高周波電磁波**の発がん性リスクを、ともに**2B(発がん性があるかもしれない)**と評価しています。
- 私たちは、環境中の電磁波への曝露による健康被害に悩む方が支援され、電磁波への曝露による健康被害が予防される社会を目指す環境NGOです。

■活動内容

- 月1回、東京で定例会を開いています
(日時、会場はウェブサイトでご確認ください)
- 全国へ学習会講師を派遣しています
- メール、お手紙、お電話でご相談に応じます
- 経験豊富なスタッフが高性能な機器で電磁波を測定いたします(有料)
- ウェブサイトから情報を発信しています
- その他、講演会の開催、書籍の出版など

■ご入会ください

- 年会費は2千円(振込先は下に記載)
- 会員には、当会のニューズレター『電磁波研会報』を年6回お送りいたします

電磁波問題市民研究会

(設立1996年10月)

〒273-0042

千葉県船橋市前貝塚町1008-22(大久保自宅)

電話 047-406-6608

ファクス 047-406-6609

ウェブ <http://dennjiha.org/>

メール meeeru@dennjiha.org

郵便振替 00140-6-149564

電磁波問題市民研究会

代表 野村修身

事務局長 大久保貞利

